

平成28年第4回定例会
新冠町議会会議録
第1日（平成28年12月13日）

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 [会議録署名議員の指名](#)
日程第 2 [会期の決定](#)
日程第 3 [諸般の報告](#)
日程第 4 [行政報告（町長・教育長）](#)

《町長》

- 1、[台風9号による公共土木施設災害復旧事業の査定結果について](#)
- 2、[台風10号による流木処理について](#)
- 3、[高江地区排水樋管の管理について](#)
- 4、[JR日高線の復旧に向けた取組等について](#)
- 5、[日高自動車道「厚賀静内道路」について](#)
- 6、[平成27年国勢調査の結果について](#)
- 7、[道内町村（広域）と東京23区との連携・交流について](#)
- 8、[平成28年給付金事業の支給結果について](#)
- 9、[独身産業後継者の婚活イベント開催結果について](#)
- 10、[平成28年度一次産業の概況について](#)

《教育長》

- 1、[教育委員の活動について](#)
- 2、[学校教育の推進について](#)
- 3、[新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について](#)
- 4、[社会教育の推進について](#)

- 日程第 5 同意第 5号 [新冠町監査委員の選任について](#)
日程第 6 報告第12号 [例月出納検査等の結果報告について](#)
日程第 7 認定第 1号 [平成27年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について](#)
日程第 8 認定第 2号 [平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について](#)
日程第 9 認定第 3号 [平成27年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について](#)
日程第10 認定第 4号 [平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について](#)

日程第11	認定第5号	平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第6号	平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第7号	平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	議案第49号	新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第50号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第51号	新冠町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
日程第17	議案第52号	新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第53号	日高中部衛生施設組合規約の一部を変更する規約について
日程第19	議案第54号	指定管理者の指定について （新冠町軽種馬経営構造改革支援施設）
日程第20	議案第55号	平成28年度新冠町一般会計補正予算
日程第21	議案第56号	平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第22	議案第57号	平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
日程第23	議案第58号	平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
日程第24	議案第59号	平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第25	議案第60号	平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第26	議案第61号	平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 竹中進一君	2番 堤俊昭君
3番 氏家良美君	4番 但野裕之君
5番 武田修一君	6番 須崎栄子君
7番 椎名徳次君	8番 秋山三津男君
9番 武藤勝圀君	10番 長浜謙太郎君
11番 鳴海修司君	12番 芳住革二君

◎出席説明員

町長	小竹國昭君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	堤秀文君
総務課長	中村義弘君
町民生活課長	佐渡健能君
税務課長	湊昌行君
保健福祉課長	鷹觜寧君
建設水道課長	坂東桂治君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	坂本隆二君
特別養護老人ホーム所長	山下利幸君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
町民生活課総括主幹	山谷貴君
建設水道課総括主幹	関口英一君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
産業課総括主幹	坂本博君
教育委員会社会教育課総括主幹	竹内修君
農業委員会事務局次長	長谷川誠君
収納対策本部次長	田村一晃君
税務課総括主幹	杉山結城君
企画課総括主幹	佐々木京君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	原田和人君
議会事務局副主幹	曾我和久君

（開会 10時 5分）

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成28年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 竹中 進一 議員、2番 堤 俊昭 議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 日程第2 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの7日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの7日間と決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため12月14日・15日及び12月17日・18日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、12月14日・15日及び12月17日・18日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。町長からお手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、第3回定例会において可決された意見書の関係機関への提出、広域連合議会並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、今定例会の説明員の報告、及び議員の派遣結果については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長及び教育長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） 本日、平成28年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成28年第3回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに8月22日から23日にかけての台風9号による公共土木施設災害復旧事業の査定結果について、ご報告申し上げます。11月14日から18日までの5日間におきまして、国土交通省北海道開発局と財務省北海道財務局立ち会いのもと、河川災害申請箇所数28箇所申請額3億781万1千円、道路災害申請箇所数10箇所申請額1億273万8千円、合計38箇所申請額4億1054万9千円の査定を終えており、決定額は4億486万4千円で査定率は98.62%という結果になってございます。復旧工事は、年度内完成、或いは繰越明許費等により、早期完成を目指しているところではありますが、道路通行不能区間は繰越明許費により来年3月上旬に発注を予定し、7月頃を目途に開通させたいと考えているところでございますので、今しばらくご不便をお掛けすることとなりますが、ご理解を賜りたいと存じます。今後、災害復旧工事の発注に際しまして、関係者の皆様には、用地等でのご協力を頂くこととなりますので、速やかな処理を行い、一刻も早い全面復旧を目指し、職員一同努力して参りたいと考えているところでございます。

次に、台風10号による流木処理について、申し上げます。北海道太平洋側を台風10号が通過したことにより、本町地区海岸には高波が間断なく押し寄せ、防波堤を乗り越えた高波により、多くの流木を打ち上げる流木被害をもたらしました。打ち上げられた流木は、台風の再来による更なる押し上げ被害が懸念されたことから、台風通過後、集積作業を即座に実施し、9月3日に作業を終えているところでございます。打ち上げられた流木の総量は、10トントラック20台分に及び、本町地区の海岸取付け道路東端（ひがしはし）の町有地内に一時仮置きをした後、流木等の回収処理を行なう、ひだか南森林組合の協力により、流木の一部回収処理を10月4日から13日まで行ったところでございます。

当森林組合による回収が不能であった流木については、町内回収業者による回収処理を行ない、10月29日全ての流木処理を終えているところでございます。

次に、10月臨時会において行政報告をしました高江地区八木排水樋管の管理について、その後の経過をご報告申し上げます。8月22日から23日にかけての台風9号による災害発生時に、町の樋管管理が原因で放牧地が冠水する被害を受けたとのことから、被災農家から損害賠償請求

の意思が示されていたところでございます。その後、11月7日付けにて、被災農家が依頼した弁護士から町に対し、弁護士が代理人となり対応することになる受任通知が送付されてきました。それを受けまして町は、11月8日に町村会顧問弁護士に対し、正式に本件の解決を依頼する意思を伝え、11月9日付けにて、委任契約を締結しております。今後につきましては、双方の弁護士が法律に照らし合わせながら損害賠償請求額等の精査をし、本件の決着を目指して行くことになろうかと考えているところでありますが、被災農家に対しましては、できるだけ速やかに、誠実に対応して参りたいと考えているところでございます。

次に、昨年1月から運休が続いておりますJR日高線につきまして、本年9月の第3回定例会で報告した以降の取組等について、ご報告申し上げます。はじめに、10月22日付けの北海道新聞朝刊に、沿線自治体7町が廃線を容認決定したかのような、事実と大きく異なる記事が掲載されたことに対しまして、10月25日に私が北海道新聞社へ赴き、日高町村会長及び日高総合開発期成会長連名による抗議文を持参のうえ、事実と異なる報道に対して強く抗議いたしましたので、ご理解いただきたいと存じます。鉄道会社と地域が一体となって、JR日高線を持続的に維持するための各種取組を検討・推進することを目的として、管内7町長及びJR北海道担当副本部長、日高振興局長、北海道総合政策部担当局長で構成する「JR日高線沿線自治体協議会」の第6回目となる会議が、去る11月7日に平取町中央公民館において開催されました。会議では、報告として、一連の台風による日高線（鶴川・様似間）の災害復旧費の増加について、当初の38億円が48億円増の86億円に増加する試算であること、復旧費とは別に、海岸侵食対策として、離岸堤の整備が必要であるが、JR北海道単独では、抜本的な海岸保全に係る費用を負担することは、極めて困難である旨の説明がありました。また、議事として、JR日高線を持続的に維持するための費用負担等について、9月8日に開催された第5回協議会でJR北海道から正式に提案のあった、沿線自治体の費用負担13億4千万円又は、上下分離方式について、協議会前に各町の考えを確認したところ、各町とも同様の考え方でありましたので私が代表して、費用負担については、厳しい財政状況の下で将来に亘って多額の金額を負担し続けることはできないこと。また、上下分離方式についても、線区が長く老朽化している施設を保有し維持することはできない旨を正式に回答いたしました。協議会としては、JR北海道の提案に対する沿線自治体の回答をJR北海道が持ち帰り、鉄道事業者としての責任ある対応を次回の協議会で示すことを求め閉会したところです。その後、11月15日に管内各町長と上京し、日高町村会及び日高総合開発期成会として、道内選出の国会議員並びに国土交通大臣、副大臣、政務官をはじめ、関係官僚に対しまして、JR日高線の災害復旧工事に係る莫大な費用について、鉄道軌道整備法等の改正など必要な法整備等による、JR北海道への国による特別な財政支援及び、海岸の護岸侵食や国土保全の観点で、国や道が全線復旧に向けた取組に積極的に関与し、早期全線復旧を実現されるよう緊急要望を行いました。ご承知のとおり、11月18日にJR北海道が「JR単独では維持が困難な路線」を10路線13区間とし、抜本的な見直しを進めると正式発表したことにより、管内各町と同様に、道内各地でまちづくりへの影響が深刻化する事態にも繋がりがかねない

と考えるところでありますが、こういった状況の中、北海道知事の附属機関である北海道運輸交通審議会の小委員会で、地域公共交通検討会議の作業部会として本道の公共交通を取り巻く環境変化に対応した鉄道網のあり方や鉄道交通網の形成に伴う課題などを検討するため、学識経験者や北海道支庁会長、北海道町村会長などを構成する鉄道ネットワーク・ワーキングチームが新たに設置され、去る11月22日に第1回目となる会議が開催されたということでもあります。会議では本道の鉄道網のあり方を考える上で、考慮すべき視点は何かを論点に意見交換がされ、廃止前提ではない交通のあり方を議論することや、物流の視点も鉄道のあり方を議論する際に非常に重要であることなどが出されたということでもあります。ワーキングチームの結論が、いつ頃に出されるのか。また、その後、どういう動きになるのかは現時点では知らされておきませんが、今後も行方を注視するとともに、必要に応じて関係市町村との連携や協力も見据えながら、協議会においては、「JR日高線を持続的に維持するための各種取組を検討・推進する」という設置目的に沿った議論を、引き続き行なって参る所存でありますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、本年8月の台風10号により、新たに被災した大狩部・厚賀間の護岸に対する応急工事の内容について、ご説明いたします。大狩部・厚賀間の護岸は老朽化が著しく、昨年1月の低気圧では護岸の下部が洗掘されたことにより土砂が流出し、また、昨年9月の台風では護岸が約40mほど倒壊するなどの被害を受け、JR北海道ではその都度、応急工事を実施してきた経過にありましたが、本年8月の被害は、高波が護岸を越波し、線路の路盤まで土砂を削った箇所が約700m、このうち約400mでは護岸が倒壊し、大量の土砂が海に流出いたしました。また、山側の落石防止施設にまで高波が達し、約100mに至る施設が損傷するなど、近年では類を見ないほどの甚大な被害となり、JR北海道の応急工事に対する姿勢も消極的と言わざるを得ない状況でございました。被災した箇所の周辺にはコンブやホッキ等の漁場があり、土砂流入による漁獲への影響が懸念されたため、町では漁業関係者と連携のうえ、10月18日にJR北海道本社を訪ね、護岸の早期復旧及び適切な施設の維持管理について要望を行うとともに、10月21日には日高振興局を訪ね、海岸管理者である北海道知事から、護岸の管理者であるJR北海道に対し、速やかに取組むべく働きかけをして頂くようお願いをしたところでございます。このような経過もあり、11月7日にJR北海道から応急工事及び大まかなスケジュールが示されましたが、応急工事では護岸が倒壊した箇所の陸側に大型網籠及び消波ブロックを設置し、これ以上海へ土砂が流出しないよう漁業環境へ配慮された計画となっております。工事は準備が整い次第直ちに実施し、早期復旧に努めるとの意向ではありますが、本年は台風10号を含め、8月に3つの台風が北海道に上陸し、現在も道内の至る地域で災害復旧工事が行われていることから、大型網籠に使用される中割石や消波ブロックの調達が困難な状況にあり、また、今回の被災により鉄道管理用道路が流出し、工事車両が通行できない状況になっているため、通路を整備しながらの工事となり、完成は早くても来年度の夏頃まで係るとの見込みと聞いております。工事の状況につきましても、情報を逐次提供していただきながら、今後とも注視して参りたいと存じます。

次に、日高自動車道「厚賀静内道路」について、申し上げます。日高自動車道は、北海道縦貫自動車道苫小牧東インターチェンジから分岐し、浦河町に至る延長約120kmの自動車専用道路であり、北海道縦貫自動車道と一体となり道央圏と日高地方を結ぶ高速交通ネットワークを形成するものです。このうち、厚賀静内道路は、高速ネットワークの拡充による近隣都市間の連絡機能の強化を図り、地域間交流の活性化及び、国際拠点港湾苫小牧港、拠点空港新千歳空港等への物流効率化等の支援を目的とした、厚賀インターチェンジ（仮称）から静内インターチェンジ（仮称）に至る15kmの事業区間で、設計速度80km/h、道路幅員13.5m、完成2車線となっております。また、昨年12月の第4回定例会において行政報告いたしました、静内インターチェンジ（仮称）の建設予定地が津波浸水想定区域内にあることに鑑み、津波回避ルートについて「厚賀静内道路（新冠静内間）PI委員会」の提言を踏まえ、国において新しいルートの方針が決定される旨の報告をしたところですが、本年10月25日に北海道開発局事業審議委員会において、計画ルートの変更も含めた事業の再評価にて、対応方針案が妥当と判断され、今後、所要の手続きを行った上で、対応方針案を正式に決定する予定であること、また、併せて、環境調査等の必要な調査・検討を進めており、ルート変更等について計画説明会を行っていく予定である旨の説明を受けております。事業の進捗状況ですが、平成25年度から新厚別川橋下部工事等が着工され、その後、大狩部橋下部工事、節婦川橋下部工事等が順次着工し、本年10月1日には大狩部トンネル工事（工事延長約2200m）が発注となり、工期は平成33年3月までの4年半ということでございます。本工事においては、残土が発生することから、その残土を西泊津町有地のパークゴルフ場山側に位置する沢で受け入れることとしており、現在、事業を管轄する浦河道路事務所と残土に係る細部の事務調整等を進めておりますが、これが整い次第、町内の皆様へ情報提供を行うことになっております。

なお、本工事については長期間に及び、かつ多数の工事関係者が当町に滞在することになるということでもありますので、町内経済の活性化に寄与してもらいたいという考えのもと、去る11月2日に新冠町商工会長と共に工事受注先のJV企業へ赴き、町内における物資等の購入や飲食店、宿泊施設等の積極的な利用について、お願いして参りました。

次に、平成27年国勢調査の結果について申し上げます。昨年10月1日を基準日とする平成27年国勢調査について、本年3月の第1回定例会におきまして、その速報値が公表されたことに伴い行政報告いたしましたところですが、去る10月26日に人口等基本集計が確定し公表となりましたので、改めてその結果をご報告申し上げます。まず、北海道全体では、平成22年の前回調査と比較して、人口は2.3%、12万4686人減少の538万1733人、世帯数は0.8%、2万493世帯増加の244万4810世帯となっております。人口が増加した自治体は、札幌市をはじめ4市4町の計8団体となっております。次に日高管内では、前回調査と比較して、人口は8.4%、6306人減少の6万9015人、世帯数は4.1%、1326世帯減少の3万1153世帯となっております。当町におきましては、前回調査と比較して、人口は3.2%、183人減少の5592人、世帯数は0.7%、17世帯増加の2405世帯となっております。

全道179市町村の増減率順を見ますと、増加した8団体を含め、当町は21番目に位置しております。

これらの結果も踏まえ、今後とも人口の確保に向け、独身男女の出逢いや結婚、出産、子育てなどに対する支援の充実をはじめ、あらゆる分野において質の向上に向けた政策を展開し、住み続けたい・住んでみたい町となるよう、一層の努力が必要であると感じているところでございます。

なお、これら国勢調査結果の詳細につきましては、総務省統計局のホームページで公表されておりますので、お知らせいたします。

次に、道内町村（広域）と東京23区との連携・交流について申し上げます。昨年6月に東京において、北海道町村会役員と特別区長会役員等との意見交換会が開催され、特別区長会の西川会長（荒川区長）、北海道町村会から14地区町村会長、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部から山崎地方創生総括官などが出席し、道内町村（広域）と東京23区との連携・交流により、都市と地方の「人・物・財」の新たな流れを創り、双方にとって距離は遠くても、地方創生を共に考え、新たな地域活性化の波を誘発させることなどを目的に、道内町村（広域）と東京23区で構成する特別区長会が連携・交流に取り組むことが確認されております。これらを踏まえて、本年4月26日に北海道町村会と東京23区で構成する特別区長会は、東京都内で「連携協定に関する協定」を締結しました。協定では、特別区長会と北海道町村会が多面的な連携・協力を推進し、地方創生の新時代に向けて、東京23区と道内町村（広域）が共に発展・成長しながら共存・共栄を図っていくことを目的としています。こうした中、日高町村会として連携・交流区を模索していたところ、文京区では、明治時代ゆかりの文豪である夏目漱石や樋口一葉などを縁とした都市との交流、区内の19大学（東京大学、中央大学、順天堂大学等）との連携等々、歴史・伝統・文化に育まれた区として、文（ふみ）の京（みやこ）として町づくりを推進していることを知り、町長会議で検討の結果、文京区に連携・交流を打診することとなり、去る11月16日に上京の際、管内7町長と山口日高振興局長で、成澤文京区長を表敬訪問し、その結果、日高町村会7町と文京区が今後、連携・交流を推進することを確認いたしました。

文京区の概要について申し上げますと、位置的には東京23区のほぼ中央にあり、面積約12キロ平方メートル、人口約21万人と23区の中では小さい方です。区内には19の大学があり、東京大学をはじめ、ほとんどの大学と連携協力の締結をしており、積極的に大学との連携協力を推進しております。区役所は東京ドームに隣接しており、湯島天満宮の梅まつり・菊まつり、根津神社のつつじまつり、傳通院（でんつういん）、源覚寺（げんかくじ）の朝顔・ほおずき市等が有名であります。今後、具体的な連携・交流展開を推進していくこととなりますが、今回の交流のキーワードは単一の町村ではなく複数の町村単位、広域で交流展開することがポイントであります。まずは、一步一步できることから展開し、「物の交流」から将来的には、「人の交流」へと発展して行けるような取組みを目指して参ります。また、東京23区との連携・交流につきましては、既に道内14地区町村会の内、8町村会が東京23区との取組みを行っており

ます。今後、日高地域と文京区の連携・交流が推進されますことをご報告申し上げます。

次に、平成28年給付金事業の支給結果について申し上げます。消費税率の引き上げによる低所得者への影響を鑑み、適切な配慮を行うとして「臨時福祉給付金」が平成26年度から支給され本年度においても支給されたほか、今年度新たに一億総活躍社会の実現に向け、高齢者も含めた所得全体の底上げを図る観点から「低所得の高齢者向けの給付金」及び低年金受給者への支援として「低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金」が支給されましたので、結果についてご報告申し上げます。今年度の実施に当たっては、臨時福祉給付金は3千円、低所得の高齢者向けの給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金は、それぞれ3万円の支給額をもって実施されました。各給付金は、対象者による申請に基づき支給されるため、申請に漏れが生じることのないよう対象世帯等に対し申請書を直接郵送することで給付対象者への周知を徹底したほか、複数回に及ぶ個別の申請勧奨通知と電話連絡を行うなど一人でも多くの方が給付金の支給を受けられるよう努めた次第です。支給結果ですが、臨時福祉給付金は支給対象者1228人に対し、1124人の方が支給を受け、支給総額337万2千円、支給率91.5%となりました。低所得の高齢者向けの給付金は、支給対象者717人に対し、708人の方が支給を受け、支給総額2124万円、支給率98.7%であり、また低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金については、支給対象者74人に対し、74人の方が支給を受け、支給総額222万円、支給率100%となっています。昨年度も実施された臨時福祉給付金は前年度比プラス0.2%となっていますが、給付を受けられなかった方は、申請勧奨にもかかわらず未申請であったこと、あるいは受給辞退したことによります。今後においては、同様の給付事業が実施される際には、これまでと同様一人でも多くの方の受給に繋がるよう支給事務の徹底に努めることとします。

次に、独身の産業後継者を対象とした婚活イベント「婚活ツアーinにいかっふ」を10月1日から2日にかけて、1泊2日の日程で開催いたしましたので、ご報告いたします。

農業をはじめ、漁業・商工業など当町の産業に携わる経営体の多くは、1戸1法人を含め、家族を中心とした家族経営体でございますが、経営者の高齢化が進展している中、担い手となる後継者の晩婚や未婚化は、将来に亘る安定的、継続的な経営継承が懸念されるだけでなく、地域の活力低下や出生率の低下にも影響を及ぼす大きな課題と捉えております。

また、日本全体が人口減少社会に転じ、地方から都市部への人口流出が大きくクローズアップされておりますが、とりわけ若年層の女性の流出は、農山漁村の男女の出会いや交流の機会を持つことを難しくしている一因とされ、農業関係者や独身農業後継者から、婚活事業の実施を求める声が寄せられている状況でございました。このことから、昨年度、初めての試みではありましたが、「婚活」と銘打ったツアーイベントを実施したところでございますが、イベントを通じて複数のカップルが誕生したほか、本イベントが女性との交流のきっかけとなるなど一定の成果が見受けられましたので、昨年度に引き続き、本年度は漁業・商工業の後継者にも対象を広げて実施

したものでございます。本年度のイベントには、農業者6名、漁業者1名、商工業者3名の合計10名の男性後継者と、女性は町内からの参加者1名を含む17名が参加し、男性後継者が企画したピーマン収穫体験やパークゴルフ、そば打ち体験のほか、町内の観光施設巡り、交流パーティーを通じて懇親を深めました。参加された男性も当町の紹介や自らの経営の話を交えながら積極的に会話を盛り上げ、女性をリードする様子が見受けられ、終始和やかな雰囲気の中でイベントを終えることができました。本年度のイベントでは5組のカップルが誕生し、また、カップリングに至らなかった方につきましても、現在も連絡を取り合い、お会いしているとの話も聞いております。昨年度のカップルを含め、今後もお付き合いを重ね、良い報告があることを期待しておりますし、行政としても応援して参りたいと存じます。

次に、平成28年度一次産業の概況について、新冠町農協及びひだか漁協取り扱いの販売実績によりご報告申し上げます。お手元に配りました資料をご覧くださいと存じます。

はじめに農産部門ですが、本年は低気圧や台風に伴う激しい風雨により農地が被災し、農産物への被害も一部圃場で見受けられましたが、収穫への影響は最小限に止まってくれたものと思っております。水稻につきましては、7月中旬から下旬にかけての低温による影響が心配されましたが、8月上旬以降は高温が続き、日高地方の作柄は「平年並み」にまで生育が回復しました。当町におきましては、前年から作付け農家数・面積ともに減少したことから、町農協に出荷された数量は前年を93トンほど下回りましたが、品質的には色彩選別機を活用した丁寧な調整に努められたこともあり、全量が一等米でございます。販売単価では1俵当たりの仮渡単価が前年から1500円の増額がありましたが、収量の減が影響し、販売金額は前年を600万円ほど下回る1億1987万3千円でございます。そ菜につきましては、前年度と比較して主力作物の作付面積の拡大が図られるなど、総販売額は前年を2800万円ほど上回る7億7584万4千円となりました。このうち、基幹作目でありますピーマンは、作付農家数・面積とも前年から増加し、収量は前年を208トンほど上回りましたが、反当たりの収量は平年並みの作柄となり、前年を267kg下回りました。また、販売単価では品質の良さが高く評価されたことに加え、農協や生産者らの積極的な市場セールスにより安定した取引が進み、歴代最高額となった前年単価には及びませんでした。平年を大きく上回る366.7円となり、収量の増加と相まって、販売額は前年の販売記録を更新し、6億6428万8千円でございます。次に畜産部門でございますが、まず軽種馬につきましては、本年度も中央競馬、地方競馬の重賞レース等におきまして、町内生産馬が活躍を見せておりますが、町内生産馬の販売取引につきましては、北海道市場への上場頭数が395頭で、このうち247頭が売却となりました。売却頭数が前年と同数となりましたが、売却額は2億8800万円ほど上回る13億9773万6千円となり、1頭当たり平均売却額は116万6千円の増、売却率は1.5%の増の62.5%となりました。本年は、北海道市場全体で前年を約9億円上回る大変好調な成績でございます。景気の動向もでございますが、軽種馬生産者のご努力や関係機関、団体による振興策が着実に実を結んでいるものと存じます。酪農につきましては、生産者の1戸減少が主な要因となりますが、生産乳量が昨年から304トンの

減少となったため、乳代総額は前年から1200万円ほど下回り7億1617万9千円でした。

肉用牛につきまして、主力の黒毛和牛の素牛販売では、生産者1戸が酪・肉複合経営から酪農専業になったことなど売却頭数は前年から16頭少ない925頭でしたが、市場への素牛の供給不足が高値取り引きを助長し、売却額は前年を1億5千万円ほど上回る7億5598万3千円でした。肥育牛販売につきましては、生産者1戸が減少したものの、全体の売却頭数が前年を22頭上回ったこと及び素牛市場価格の高騰に伴い、枝肉1頭当たりの売却単価も増加傾向にあったことから、売却額は前年を4400万円ほど上回る1億8221万1千円でした。交雑種の素牛販売につきましては、売却頭数が前年から556頭減少し、売却額は1億9800万円ほど下回る3428万5千円となりました。前年から売却頭数、金額とも大きく減少しておりますが、交雑種の素牛販売をされている3戸の方々は、酪農又は乳肉複合経営の傍らで行っている2戸と、黒毛和牛素牛の生産販売及び交雑種の濡れ子を購入し、育成後に販売することを経営主体としている1戸の方でございますが、この1戸の方が黒毛和牛の素牛生産・販売に経営を一本化したことにより減少したものでございます。また、肥育販売につきましては売却頭数が4頭減ったことにより、売却額は前年を400万円ほど下回る510万4千円となったものでございます。次に水産業であります。本年度11月末までの魚種別漁獲状況は、主力であります秋サケの漁獲量が低調に推移したことが大きく響き、全体の漁獲量は前年から259トンほど下回る698トンで、漁獲高は前年から4900万円ほど下回り、4億1074万2千円でした。このうち、秋サケにつきましては、回遊性の魚類のため、温暖化の影響など海水温の高低がサケの回遊ルートに大きく影響を及ぼし、近年は不安定な漁獲が続いておりますが、本年は前年の6割程度の水揚げとなり、前年を264トン下回る431トンで、平成21年度以降では2番目に低い漁獲成績となりました。この傾向は北海道全体も同様で、管内的には静内漁港が唯一前年並みの水揚げを確保しましたが、その他は軒並み昨年実績を下回り、特にえりも方面では2割以下にまで落ち込むなど大変厳しい結果でございます。幸いにも不漁となったことがkg当たりの販売単価を押し上げ、漁獲高は前年を5300万円ほど下回る3億30万6千円で、前年の85%に留まっております。また、漁家の経営安定を図るために、育てる漁業を推進しておりますが、その中核となるタコにつきましては、春先から好調に推移し、漁獲量は前年を24トンほど上回る124トンとなり、販売単価は前年を36円下回りましたが、漁獲高では前年を700万円ほど上回る5591万1千円でした。コンブにつきましては、天候に恵まれず、さらに低気圧や台風による時化も重なったため、磯船が操業した日数は前年の15日を大きく下回る1日のみとなり、これに拾いコンブを合わせた漁獲量は前年から8トン減少し、漁獲高も1千万ほど下回る100万円となりました。以上が本年11月末現在の一次産業の概況でございます。最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件1件、一般議案6件、平成28年度各会計補正予算7件を提案することに致しております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。
杉本 教育長。

○教育長（杉本貢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、9月以降の教育行政について報告いたします。なお、教育委員会の諸事業の報告につきましては、添付のとおりとさせていただきます、主なものについての説明とさせていただきます。

はじめに、教育委員の活動についてであります。10月6日、「日高管内コミュニティ・スクール研修会」が、日高町において開催され参加しております。本研修会は北海道教育委員会が主催となり、コミュニティ・スクールの導入促進を図るため道内各地において開催しており、北海道教育庁義務教育課指導主事からコミュニティ・スクールに係る実施状況や取り組みの必要性、講演では先進地であります岐阜県白川村から講師を招き「コミュニティ・スクールの可能性」を題材に実施の経過、効果や課題について、実践的な見地からの話がされました。本研修会の参加により、今後の実施について各教育委員と研究を深め共有したところです。10月28日には、例年実施しております教育委員研修を行っております。本年度は、町内の福祉、教育施設の研修として、発達支援センター「あおぞら」、節婦ほろしりの里を訪れ、支援を必要とする子どもへの専門的な立場からの指導方法等について研修、また意見交換により、町内における教育施設の連携をさらに深める研修となりました。11月21日には、本年第1回目となります「総合教育会議」に出席しております。当町における幼児、児童、生徒の状況、全国学力・学習状況調査の結果について、町長と協議いたしました。幼児、児童、生徒の状況では、ド・レ・ミ園の入園児数の増加やその対応について、また、小学校、中学校における次年度の児童、生徒数、教職員数について、全国学力・学習状況調査では、結果と分析、学力向上に向けた学校での取り組みの状況や保護者への家庭学習時間の増加に向けた啓発、教育委員会としての施策と対応について協議をいたしました。

次に、学校教育の推進についてであります。はじめに、就学援助事業についてです。経済的理由により就学が困難な児童生徒に対し、申請により認定を行い学用品、新入学用品、給食費等を支給する事業でありまして、本年度、従来の1/2支給から全額支給とし、さらに充実した内容で実施しておりますが、新入学用品給付時期について、第1回定例会においてご指摘があり、また、道教委による「就学援助事業の実施」に係る通知において、援助を必要とする時期に速やかに給付するよう配慮が求められ、教育委員会におきまして協議いたしまして、各種手続き、準備また体制が整いましたので、入学前に支給できるよう本定例会において小学校費、中学校費として該当する人数分を予算計上させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

次に、学ぶ意欲と確かな学力の育成についてですが、4月に実施されました、全国学力・学習状況調査の結果については、既に新聞報道、町広報により町民の皆さんに周知いたしております

が、当町における検証、今後の取り組みについて報告致します。本年度の全国学力・学習状況調査は、全国の小学6年生、中学3年生を対象に、国語A・B、算数（数学）A・Bの全4教科合計8教科についての学力調査が行われております。小学校においては、国語Bが全道平均と「同様」でありましたが、国語A、算数Aが「やや低い」、算数Bが「低い」との結果でありました。中学校においては、全道平均と比べ国語Bが「ほぼ同様」国語Aが「やや低い」数学Bが「低い」数学Aが「相当低い」との結果でした。また、学習状況調査では、改善の傾向はあるものの、未だ家庭学習時間の不足やテレビやゲームの費やす時間が多く、学習の意義を根本から理解させ、意欲を高める必要があると分析しております。学力テストの結果については、全国、特に全国的に全国学力テストの取り組みに関する強化から昨年度よりレベルが上がっている状況ではありますが、右肩上がりでは上昇していた傾向から、本年度については下降する結果となりました。教育委員会ではこの結果を重く受け止め、校長会において、この結果の調査、分析を進め、学校改善プランを改訂し、課題を精査し、学力向上の取り組みとして、長期休業中の補充学習を実施するなど「チーム学校」として向上に向けた取り組みの強化を図るよう指導しております。課題を解決するために、教育委員会におきましては、新冠町こども塾「基礎学力養成講座」として7月2日から隔週の土曜日を主に講座を開設し、学校と各々役割を果たすため、学力向上に向けた取り組みを開始しております。当初20名弱の参加者であった子ども塾は、現在参加者が30名を超える登録があり、指導体制を強化するため、退職教員への呼びかけや、高校生ボランティアの協力により、さらに内容を充実させ実施しているところです。12月9日には新冠町全国学力・学習状況調査結果保護者説明会をレ・コード館において開催しております。学力調査結果の説明会は初めての開催であり、保護者の関心も高く、多くの参加者がありました。今回の調査結果、改善に向けて、教育委員会と各学校から具体的に説明し、PTAの取り組みや向上に向けた方策等について協議を持ちまして、学校、家庭、地域が一体となった学力向上に向けた取り組みについてご理解、ご協力をお願いしたところです。なお、参加者からは他校の様子や教育委員会の取り組みを直接聞くことができよかった。また、早い時期の開催を望む意見があり、来年度の取り組みに生かしたいと考えます。今後とも学校教育の充実に向けて、各学校と連携を深め、学力向上に向けた取り組みについて強化する所存でございますので、各種取り組みについてご理解賜りますようお願いいたします。

次に、教師の指導力と信頼される学校づくりについてです。11月16日、朝日小学校において「朝日小学校教育実践発表会」11月24日には新冠小学校において「新冠小学校実践発表会」として、管内規模の公開研究会を実施しております。朝日小学校では、「伝え合い、認め合い、高め合い！ともに歩む子どもの育成」～「練り合いを深める授業を目指して～を研究主題とし、3、4年生の体育の授業においてタブレットをはじめICTを活用しながら、チーム戦における作戦を児童同士が話し合い、ゲームで実践し、より良い動き方のポイントを全体で確認するなど新たな試みの授業公開を行っております。新冠小学校においては「自らの授業力を高める研修（算数科を通して）～自己発表力の育成を目指してを研究テーマとし、6年生の算数科において授業研究を行い、その後ワークショップ型の研究協議を行い、授業内容の向上に向けた研究を進めて

おります。両校とも昨年度から継続的な取り組みとして行ない、当日は40名の参加があり、教師の意識改革と今後の指導力向上につながるものと今後も継続実施ができるよう、積極的に支援して参りたいと考えております。体力向上の取り組みとして、平成26年度に立ち上げた「体力向上推進委員会」は全国体力・運動能力・運動習慣等調査の分析、向上に向けた取り組みの強化、プログラムの作成を行ってまいりました。本年度はさらに向上を目指し、体力調査の結果が全国、全道レベルよりも上回っている安平町早来小学校への視察研修を行いました。学校での取り組みの状況、体力づくりへの環境づくり等を研修いたしました。今後、平成28年度の調査結果が出されますので、結果分析を行いながら、先進地での実施状況をふまえて、全町的な今後の取り組みをさらに検討したいと考えております。

次に、開かれた学校経営の充実についてであります。町内各小中学校において、学習発表会、学芸会、学校祭が開催されております。9月20、21日に開催された、新冠中学校学校祭では「この瞬間、全てを輝かせろ」をスローガンに、壁新聞、壁画、舞台発表、合唱が発表され日々の練習をとおし、クラスでの結束力が、学年、学校全体と繋がり、まさに、瞬間瞬間を大切にした緊張感のある学校祭行事となりました。2日間で約140名の来場者があり、中学生らしい舞台発表に多くの保護者、地域の皆さんが感銘を受けておりました。また、10月22日には「輝け 感動を呼ぶ 101ページ目の学芸会」のスローガンのもと、朝日小学校において学芸会が開催されております。全校児童68名ではありますが、一人一人が大きな責任を負いながらそれぞれが主役となり、舞台に立ち、発表する姿は、成長の証しとなり地域の皆さん、保護者から大きな温かい拍手、声援により頑張りを評価されておりました。朝日小学校が目指す「子どもが輝く学校」経営が実践されていると評価しております。10月28日には、新冠小学校において「伝えよう心をつなぐ」をテーマに学習発表会が開催されました。新冠小学校では「行事で育てる」の意識を明確にし「普段学習していることの成果を発表すること」「お互いに努力や成果を認め合い、協力して取り組むこと」「見通しを持ち、自ら進んで行動すること」を目的に児童へ提示し、実行委員会形式を取り入れ、主体性を育みながら、子供達にどんな力をどのような道徳性を身に付けるかをしっかり意識した指導にあたっております。各学年、「表現」「劇」「器楽演奏」「合唱」等の発表の児童の表情は、満足感や向上心等、学校での「ねらい」の成果が出され、保護者、地域の方々から大きな拍手が送られ、児童に対する賞賛と学校の取組が評価されておりました。

大きな三つ目は、新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育についてであります。教育・保育の質の向上を図る取組として、10月15日ド・レ・ミ「ミニミニ運動会」をスポーツセンターにおいて開催いたしました。0～2歳児の未満児については、例年増加傾向にあり、運動会における各年齢クラスの体育事業の内容充実のために、例年実施しておりますドレミ園運動会と年齢構成を分け、今回はじめて0～2歳児を対象とした「ミニミニ運動会」として実施いたしました。乳幼児が対象となっているため、保護者も一緒に参加する競技が多く、乳幼児の成長と親子のふれあいの運動会となり、また、親子、家族単位で予想以上の参加を得まして、大き

な行事として実施することができました。アンケートの結果からも、多くの高評価を得まして、今後も継続的に実施していきたいと考えております。次に、11月12日に実施いたしましたドレミ園おゆうぎ会についてです。本年度は遊戯、器楽演奏、歌に加え、体力向上推進委員会において講師を招き研修した「幼児期からの縄跳び」を取り入れ、音楽に合わせ、体育の取り組みを披露いたしました。側転や大縄跳び、個人の縄跳びをステージ上で披露し、多くの保護者より声援を受けました。園児の健康増進や運動能力の向上に向けて、園で取り組みを進めている成果を発表する機会となり、今後も継続した幼児教育の推進を図ってまいります。次に子育て支援センター事業についてですが、子育て相談業務とともに実施しております。主催事業「チャイルドランド」事業は、母親同士の横の繋がりを結ぶとともに、育児に係る知識習得の場として事業実施しているものでありますが、11月17日「講演・子育てコーチング」として、町内在住の絵本セラピストを講師として招き、子どもへ注意する時の言葉の掛け方、普段からの母親の悩みに対する解決の秘策について、対話形式により分かりやすくお話ししていただき、参加された親子に大変好評でありました。今後もこういった事業を通しながら、育児に係る「まなびの場」を作りたく考えております。

次に、社会教育の推進における青少年事業に関して申し上げます。明年1月11日から14日までの日程で児童生徒を派遣いたします少年国内研修交流事業は、参加者の事前研修を始めるなど、順調に準備を進めているところですが、本年度は、交流先であります沖縄県金武町中川区子ども会の北海道研修の年でございます。毎年、当町の研修生が交流やホームステイでお世話になっておりますので、両町の子供たちにとって有意義な交流の機会となるよう準備を進めているところでございます。受け入れは、昨年度の研修生と保護者を中心にした実行委員会を組織し、夕食をとりながらの交流を計画しております。かかる経費につきまして、本定例会に補正予算を計上させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上で、第4回定例会に対する教育行政報告と致します。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。暫時休憩します。再開は11時15分とします。

（休憩 11時 2分）

（再開 11時15分）

◎日程第5 同意第5号 新冠町監査委員の選任について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第5 同意第5号 新冠町監査委員の選任について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 同意第5号、新冠町監査委員の選任について、提案理由の説明を行い

ます。監査委員、岬長敏氏は平成29年3月5日をもって任期満了となりますが、後任委員に引き続き、岬氏を選任したく地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。岬氏の経歴につきましては、次のページに、記載のとおりでございます。岬氏には浦河赤十字病院退職後の平成25年3月から新冠町監査委員に就任をいただいておりますが、この間、財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理について、多くの指摘やご指導をいただきました。本町の効率的な行政執行の実現のためにも、これまで積み重ねてきた豊富な経験と知識を併せ持つ岬氏は監査委員に適任と判断をいたしまして、引き続き監査委員に選任をいただきたく、議会に同意を求めようとするものでございます。以上が提案の理由でございます。提案のとおりご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第5号についての採決を行います。お諮りします。同意第5号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。岬監査委員が席につきますので、少しお待ち下さい。

◎日程第6 報告第12号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第6 報告第12号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第7 認定第1号 平成27年度新冠町一般会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第8 認定第2号 平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第9 認定第3号 平成27年度新冠町下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第10 認定第4号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定について

◎日程第11 認定第5号 平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第12 認定第6号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定について

◎日程第13 認定第7号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 歳入歳出決算認定について

○議長（芳住革二君） 日程第7 認定第1号 平成27年度新冠町一般会計 歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第2号 平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について、日程第9 認定第3号 平成27年度新冠町下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第4号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第5号 平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第6号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第7号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計 歳入歳出決算認定について、以上、7件を一括議題といたします。ただいま、議題となりました各会計決算認定は、9月13日招集の第3回定例会において、平成27年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、お手元に配布のとおり 議長に報告書が提出されております。審査結果について、平成27年度新冠町一般会計等 決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。竹中 進一 委員長。

○決算審査特別委員会委員長（竹中進一君） 平成28年第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件の審査の結果を新冠町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。なお、審査事件、審査の期間、審査の経過は印刷してお手元に配付のとおりでありますので、報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ報告といたします。審査結果、本委員会に付託された事件は、審査の結果認定すべきものと決定したが、次の意見を付す。本町の平成27年度の一般会計決算における経常収支比率は83.5%で前年度対比0.2%減となっており、これは町税や地方消費税交付金の増が主な要因である。厳しさが増す地方の財政運営の中にあって、町財政は地方交付税等の依存財源が4分の3以上を占めている現状で、国の算定方法の変更により地方交付税の減少傾向が続き一層厳しい財政運営を強いられており、安定的な財政運営を進めるうえでは自主財源の確保を図ることが必要である。自主財源の根幹である町税の収納率は3年連続でアップし納税に向けた取組が効果を生んでいるが滞納額は依然多額となっており、税収確保はもとより適正・公平な税負担を求めることは極めて重要であり、なお一層の自主納税促進と滞納の実態に即した適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消に向けたさらなる取組強化を進め自主財源の確保を図ること。あわせて、国民健康保険税も同様に収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に向け一層努力すること。以上であります。

○議長（芳住革二君） 委員長の報告が終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。発言を許可いたします。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、認定第1号 平成27年度新冠町一般会計 歳入歳出決算認定に対し 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成27年度新冠町簡易水道事業 特別会計 歳入歳出決算認定に対し 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第2号について、

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第3号 平成27年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第4号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定に対し 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第5号 平成27年度新冠町後期高齢者医療 特別会計 歳入歳出決算認定に対し 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第6号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定 に対し 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第7号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 歳入歳出決算認定に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 9番武藤です。27年度の決算で大きな問題は、無床化に伴う医療連携負担金の問題です。医療連携とは、地域における各医療機関が役割分担を明確にして、互いに協力して地域医療を支えていくことで、そのことは文書の確認で十分であり、負担金などは、必要ないものと考えます。無床化により、すでにいろいろな問題点も指摘されております。例えば、連携と言いながら、新ひだか町立静内病院ではなく、三石病院にまわされた。あるいは静仁会病院に入院を勧められたなどです。また、負担金に対する疑問の声も町民から多く聞かれます。先の決算特別委員会では1月から3月分として、1600万円が支払われたとの報告がありました。28年度の当初予算でも3400万円が計上されております。これだけの金額を投入するのであれば、町民のためになる多くの施策を実行することができます。直ちに協定書を見直し、負担金はやめるべきです。以上の理由からこの決算には反対いたします。

○議長（芳住革二君） 賛成討論の発言を許可いたします。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野裕之です。ただいま武藤議員から、無床化医療協定の問題が指摘されておりますが、当会計におきましては、平成27年度ということで、すでに監査委員により適正に監査され、平成28年度に引き継がれ、事業が進められております。このことにより、反対する理由は何もないとのことで、賛成いたします。

○議長（芳住革二君） ほかに反対討論ありませんか。ないようですので討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙

手を求めます。挙手多数であります。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第14 議案第49号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第14 議案第49号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議案第49号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。資料でご説明申し上げます。平成28年8月8日人事院は、今年度の給与改定について、月例給平均0.2%、特別給0.1月分を引き上げるなどの勧告を行っております。これを受け、平成28年11月24日国家公務員における一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律が改正されております。今回の給与勧告は、民間事業所における賃金の引き上げ動向を反映し、月例給を引き上げ、さらに特別給についても民間事業者の好調な支給状況に対応し、年間4.3月分へ引き上げる勧告が行われております。また、今回の勧告では、扶養手当の改定についても行われており、これは女性の就労状況の変化に応じ、民間で配偶者に対する家族手当の支給が減少傾向にあること。加えて公務員においても、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあることから、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額すると共に、子育て支援策として、子に係る扶養手当の引き上げを行う内容となっております。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第49号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、秋山議員。

○8番（秋山三津男君） 8番秋山です。給与に関して、上がる分はよいことだと思うのですが、扶養手当に関して、もう少し詳しく説明をお願いできませんか。影響はあるのかなのか。

○議長（芳住革二君） はい、中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 扶養手当につきましては、先ほどの説明のように、平成30年までの段階的な改正になってございます。最終的には、配偶者、奥さんにつきましては1万3千円が6500円まで下がります。逆に子どもさんは6500円から1万円に上るものになってございまして、これらを現状の配偶者あるいは扶養親族の数が変わらないと仮定した場合で試算いたしましたところ、平成30年度では約1万1500円が減額になるものになってございます。例えば標準的な夫婦、子ども二人世帯があったといたしまして、現行では、奥さんは1万3千円いただいて、子どもは6500円の2人分ですから、同じく1万3千円で2万6千円の支給になっておりますが、これが平成30年になりますと、子どもさんは1万円をいただける訳ですから、2人分で2万円。奥さんは6500円ですから、逆に現在の支給よりは高くなるようなことになってございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 9番武藤です。今回の改定の問題点は、扶養手当を引き下げて、それを原資にして、給料表を改定するものなのですかけれども、この改定によって国家公務員の場合は、

45%の職員が差し引きすると、所得減になる国会での論議で、そうなって出ているのです。具体的に町職員の場合トータルでどれぐらいの人が所得減になるのか。そういうデータは出していないですか。

○議長（芳住革二君） はい、中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 先ほど申しましたように、現行の奥さんあるいは子どもの数が変わらないと仮定した場合の想定で、平成30年度を迎えますと、手当てにつきましては、1万1500円が職員で減額になるという全体での話でございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 9番武藤です。今の論議でも述べたのですが、給料のベースアップは厚い薄いはありますけども、総じてどの給料表の号俸はあっても、上がるのが望ましいと思うのです。ただ、今回の場合、今言いましたように、扶養手当を結局、削ってそれを原資にしてほかにまわすということで、その今の社会情勢に対応すると言っていますけれども、今回その配偶者扶養控除が103万から150万までになりましたよね。だけど実際上は130万なれば、また、新たに社会保険料だとかいろいろかかってきて、実際上ほとんど変わらない報告ある訳ですから、やっぱりそういう点では、本当に望ましい給料の上げ方ということで、扶養手当を半額にするのはずっと後を引く訳です。そういう点でもっと財源をどこから持ってきて、そして、等しく給料が上がるような形にすべきだということで、反対いたします。

○議長（芳住革二君） 賛成討論の発言を許可いたします。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） いろんな議論があると思いますけれども、人事院勧告によるものですから、これに従うべきものと考えますので、私は賛成いたします。

○議長（芳住革二君） ほかに反対討論ありませんか。ないようですので討論を終結いたします。これより、議案第49号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第50号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第15 議案第50号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議案第50号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。資料で説明させていただきます。平成28年8月8日、人事院は今年度の給与改定とあわせ、近年の少子高齢化の進展により、育児・介護と仕事の両立を支援することが重要な課題となっており、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるよう介護休暇の分割取得を可能にすること、介護時間を新設すること、法律上の

親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすることなどについて勧告が行われ、平成28年11月24日、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正する法律が公布されております。これを受けまして、当町における職員の勤務時間、休暇等に関する条例の所要の改正を行おうとするものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第50号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので討論を終結いたします。これより、議案第50号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第51号 新冠町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定 について

○議長（芳住革二君） 日程第16 議案第51号 新冠町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議案第51号、新冠町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。資料でご説明申し上げます。農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日から施行されております。現在の農業委員は、公選による8名と農業団体や議会からの推薦による専任の委員3名を加えた11名で構成されておりますが、今般の一部改正法では、農業委員の選出方法が変更され、これまでの公選制及び専任制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命する任命制に一本化され、次の改選期であります平成29年7月20日から適用される扱いとなっております。このことから、次期改選期に併せ、新たに条例を制定し、早期に選任事務を行いたく、現行条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。なお、委員の定数は現行と同じく11名としようとするものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成29年7月20日から施行する。新冠町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第51号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第51号について採決を行いません。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第52号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例に ついて

○議長（芳住革二君） 日程第17 議案第52号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） 議案第52号、新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。近年、児童虐待事例の増加など、急速な社会変化に現行の児童福祉の諸制度が対応できていないとされ、そのため、新しい児童福祉を具現化するために、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、児童福祉法等の改正について検討が行われ、平成28年3月10日同委員会において提言がされました。この提言を受け、児童福祉法の一部が改正され、児童福祉法第43条の2における情緒障害児短期治療施設の文言が、児童心理治療施設の文言に改正されたことから、当該文言を使用しています新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正するものです。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第52号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、本案に対する採決を行います。お諮りいたします。議案第52号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第53号 日高中部衛生施設組合理約の一部を変更する規約について

○議長（芳住革二君） 日程第18 議案第53号 日高中部衛生施設組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） 議案第53号、日高中部衛生施設組合理約の一部を変更する規約について、提案理由をご説明申し上げます。地方自治法第286条第2項において、一部事務組合の規約を変更しようとする時は、構成団体の協議によりこれを定め、総務大臣または都道府県知事に届け出をしなければならないとされています。また、同法第290条では、協議においては、関係する地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているため、日高中部衛生施設組合理約の一部を以下のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。変更理由は、日高中部衛生施設組合の経費は組合理約第14条第1項において、事業収入及び構成町の負担を持ってこれに充てることとされ、負担割合を定める組合理約第14条第2項は、5年ごとに改正していることから、組合理約について一部変更するものです。変更の概要につきましては、別添の説明資料で説明させていただきますので、議案第53号資料をご覧ください。1として、し尿処理施設に伴う経費についてです。組合理約第14条第2項第1号で定めるし尿処理施設の経費は過去5カ年間の平均処理実績量に基づき定めています。過去5年平均処理実績量の表をご覧ください。新冠町の過去5年間平均処理実績量は新冠町の欄下段にございます220

1. 74KLとなっております。平均処理総量9754.56KLに占める割合、新冠町負担割合の計算でございます0.2257、100分の22.57と定まり、同じように新ひだか町負担割合は0.7743、100分の77.43と定められるところです。新旧対照表をご覧ください。改正前新冠町100分の20.97、新ひだか町100分の79.03の負担割合が改正後、新冠町100分の22.57、新ひだか町100分の77.43に改める変更です。2として、ごみ処理施設経費及びその他ごみ処理維持管理経費についてです。組合規約第14条第2項第2号及び第4号イで定める経費は、5年ごとに行われる国勢調査の両町人口割合により定められています。両町の人口を示した表をご覧ください。平成27年国勢調査の結果、新冠町人口は5592人となっており、新ひだか町人口と合わせた2万8823人に対する割合は、新冠町負担割合の計算でございます0.194、100分の19.4と定まり、同じように新ひだか町負担割合は、0.806を100分の80.6と定められるところです。新旧対照表をご覧ください。改正前、新冠町100分の18.51、新ひだか町100分の81.49の負担割合が改正後、新冠町100分の19.4、新ひだか町100分の80.6に改める変更です。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第53号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、本案に対する採決を行います。お諮りいたします。議案第53号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時とします。

（休憩 11時57分）

（再開 13時00分）

◎日程第19 議案第54号 指定管理者の指定について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第19 議案第54号 指定管理者の指定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。島田 産業課長。

○産業課長（島田和義君） 議案第54号、指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。下記のとおり指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。指定をいたしたい公の施設の名称は、新冠町軽種馬経営構造改革支援施設で、指定管理者の候補者とする団体の名称は、新冠郡新冠町字節婦町71番地の4、有限会社日高軽種馬共同育成公社、代表取締役小竹國昭。指定期間は平成29年2月15日から平成34年3月31日まででございます。指定管理者の指定にあたりまして、地方自治法第244条の2第6項では、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとする時は、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されております。また、指定管理者の候補者の

選定にあたりましては、町条例において公募と公募によらない方法が規定されており、本件は公募によらない方法で、指定管理者の候補者として選定しております。公募によらない選定の方法は1点目に、施設の性格、規模及び機能並びに指定の条件等を考慮して、当該施設の管理に専門的能力及び技術を有する団体を選定することが適当と認めるとき。2点目に、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認めたとときと規定されており、この場合、公募による方法と同様に管理を行う施設の事業計画書や収支計画書、当該団体の経営状況を説明する資料等の提出を求め、先の2つの要件に照らし、総合的に判断を行うものとされております。今回の候補者の選定にあたりましては、学識経験者などで構成する新冠町指定管理者選定委員会を設置し、本年11月25日に委員会を開催の上、第三者を含めた審査を行ってございます。当該施設は軽種馬の中期育成を目的とした施設でございまして、候補者であります有限会社日高軽種馬共同育成公社は、軽種馬の調教に関する専門的な技術を有すると共に、同一敷地内にある公社所有の後期育成施設との連携により、効果的で一体的な育成管理が可能となり、預託をされる軽種馬生産者のニーズに込えていること。また経営状況につきましても、近年は安定した経営成績となり、財務体質の改善に努められていることから、指定管理者の候補者として選定をしたものでございます。なお、本施設の指定管理に係る指定管理料は発生せず、施設の維持管理にかかる費用は基本的に指定管理者が負担し、施設の構造上の大規模な改修が必要となった場合には、町と協議を行うことの基本協定を結ぶ予定としています。以上が、議案第54号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第54号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 公の施設の名称が、この資料にある通りですけれども、これまで私たちは、普通この施設の名称もこの団体と同じ日高軽種馬育成公社と言っていたのですが、これからはちょっとその辺は改めなければいけないことの認識になるのでしょうか。公の施設の名称、これはいつからですか。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 当該施設は平成19年度に施設を建設してございまして、その当時に施設の設置条例を設けております。その際、この名称にしてございます。この指定管理契約が平成29年2月14日で切れるものですから、継続して名称も変えずに、指定管理を行うというものでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、本案に対する採決を行います。お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第55号 平成28年度新冠町一般会計 補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第20 議案第55号 平成28年度新冠町一般会計 補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議案第55号、平成28年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。1ページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計補正予算、この度の補正は4回目になります。歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6918万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億4784万8千円にしようとするものでございます。この度の補正の主な内容につきましては、8月大雨災害に係る復旧事業費の増、人事院勧告に伴う人件費及び北海道最低賃金の改定に伴う臨時職員の10月1日からの改定に伴う人件費の増、臨時福祉給付金経済対策分の追加による増、有害鳥獣駆除対策事業費の増、道南バス日高沿岸線バス維持費補助金の増、市街地線1号支線道路改良工事の減、森林環境保全整備間伐事業費の減、農業支援員地域おこし協力隊派遣事業費の減などとなっております。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第21 議案第56号 平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計 補正予算

◎日程第22 議案第57号 平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第21 議案第56号 平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第22 議案第57号 平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東 建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議案第56号、平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算の提案理由について説明申し上げます。この度の補正の主な理由は、人件費の補正と委託費及び工事費の事業費確定に伴い減額しようとするものでございます。1ページをお開きください。今回は2回目でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5632万6千円にしようとするものでございます。（途中、説明省略）引き続き、第57号の提案説明をいたしますので、お開きください。議案第57号、平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算の提案理由について説明申し上げます。この度の補正の主な理由は、人件費の補正と委託費及び工事費の事業費確定に伴い減額しようとするものでございます。1ページをお開きください。今回は3回目でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3031万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億289万7千円にしようとするものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第23 議案第58号 平成28年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定補正予算

◎日程第24 議案第59号 平成28年度新冠町後期高齢者医療 特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第23 議案第58号 平成28年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定補正予算、日程第24 議案第59号 平成28年度新冠町後期高齢者医療 特別会計補正予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹背 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹背寧君） 議案第58号、平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお開きください。今回の補正は2回目でございます。平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ464万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億481万1千円とするものでございます。今回の補正の主な要因でございますが、国保連合会負担金及び社会保険診療報酬支払基金への負担金の確定と、平成27年度の実績に基づき、療養給付費等負担金などの過大交付分に係る返納金の額が確定したことが主な補正要因でございます。（途中、説明省略）続きまして、議案第59号の提案理由をご説明いたしますので、議案をお開きください。議案第59号、平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお開きください。今回は1回目の補正でございます。平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものであります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6536万6千円とするものでございます。今回の補正ですが、北海道後期高齢者広域連合に対し、納付いたします平成28年度分の事務費及び保険基盤安定金の各負担金の額が確定したことに伴うものが主な要因でございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第25 議案第60号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第25 議案第60号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山下 老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（山下利幸君） 議案第60号、平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について説明申し上げます。1ページをお開きください。平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算、この度の補正は3回目となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ554万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1952万6千円としようとするものです。この度の補正は、人事院勧告及び保険料率の改定並びに臨時職員の減員に伴う人件費の補正とデイサー

ビスセンターへの指定管理料の増額に係る補正でございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第26 議案第61号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第26 議案第61号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本 診療所事務長。

○診療所事務長（坂本隆二君） 議案第61号、平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算につきまして提案理由を申し上げます。議案の1ページをお開き下さい。平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算、この度の補正は、第2回目となります。第1条歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9826万5千円にしようとするものであります。この度の補正の主な内容は、人事院勧告に基づく人件費の補正であります。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（14時12分 散会）